

## 株式会社三十三銀行が実施する 名岐ワークス株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社三十三銀行が実施する名岐ワークス株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見書

2026年5月22日  
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

名岐ワークス株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社三十三銀行

評価者：株式会社三十三総研

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

### I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社三十三銀行（「三十三銀行」）が名岐ワークス株式会社（「名岐ワークス」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社三十三総研（「三十三総研」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。三十三銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、三十三総研と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、三十三銀行及び三十三総研にそれを提示している。なお、三十三銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな

成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

### ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

三十三銀行及び三十三総研は、本ファイナンスを通じ、名岐ワークスの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、名岐ワークスがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

### ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

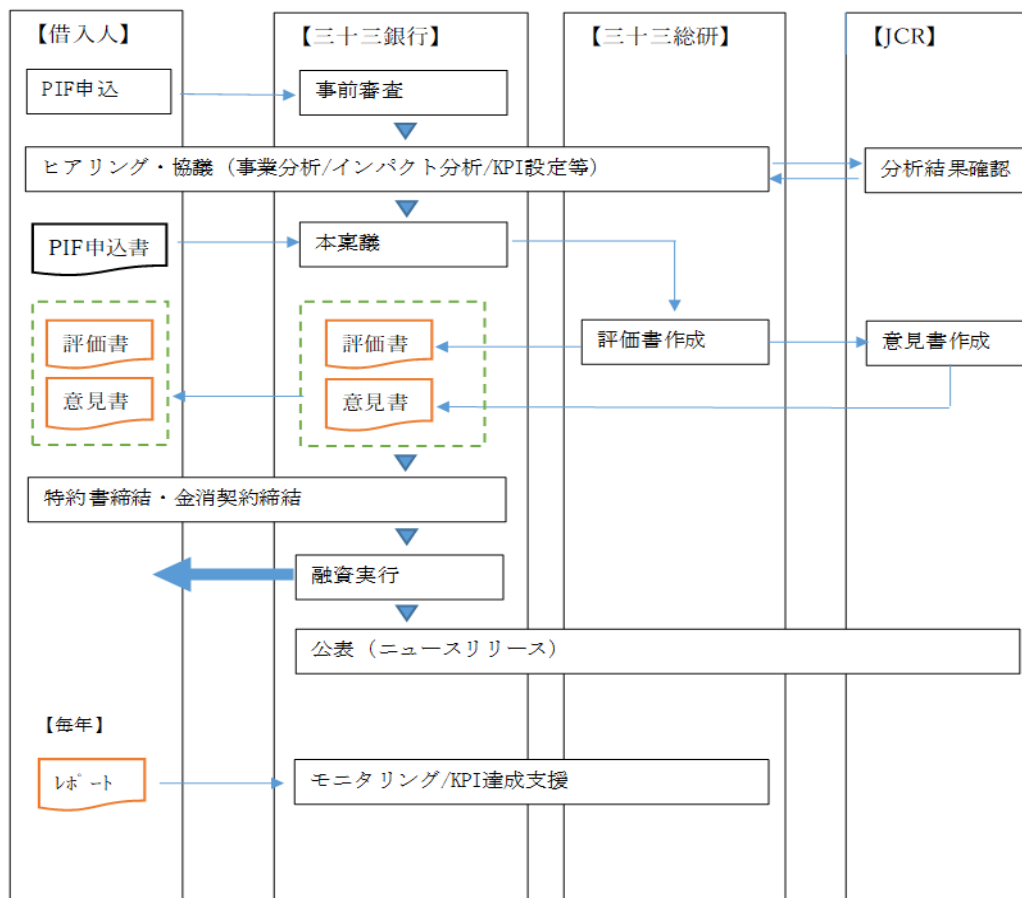
JCR は、三十三銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 三十三銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

<sup>1</sup> 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



# JCR Sustainable PIF for SMEs



(出所：三十三銀行提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、三十三銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、三十三銀行からの委託を受けて、三十三総研が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

## ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て三十三総研が作成した評価書を通して三十三銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。



---

### ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

---

本ファイナンスでは、三十三総研が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である名岐ワークスから貸付人である三十三銀行及び評価者である三十三総研に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

- 
- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
  - 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
  - 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
  - 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

---

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



#### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

---

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

菊池 理恵子

---

菊池 理恵子

担当アナリスト

任田 卓人

---

任田 卓人



## 本第三者意見に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。  
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。  
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

## ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：名岐ワークス株式会社

2026年5月22日  
株式会社三十三総研

---

三十三総研は、株式会社三十三銀行が、名岐ワークス株式会社に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたって、名岐ワークス株式会社の活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則(PIF 原則)」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク(モデル・フレームワーク)」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則ったうえで、中小企業<sup>※1</sup>に対するファイナンスに適用しています。

※1 IFC(国際金融公社)または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

## 目次

1. 評価対象の概要.....	2
2. 名岐ワークス株式会社の概要 .....	2
2-1. 基本情報	
2-2. 企業理念等	
2-3. 事業内容	
3. サステナビリティに関する活動 .....	8
4. 包括的インパクト分析.....	14
4-1. 包括的インパクト	
4-2. 包括的分析に伴う追加項目・削除項目	
5. KPI(重要業績評価指標)とSDGsとの関連性.....	16
5-1. KPI 設定項目	
5-2. KPI 非設定項目	
6. サステナビリティ管理体制.....	25
7. モニタリング .....	25
8. 総合評価 .....	25

※本評価書における出典にかかる記載のない写真・図等については、同社のウェブサイトから引用。

## 1. 評価対象の概要

企業名	名岐ワークス株式会社
借入金額	72,000,000 円
資金使途	設備資金
契約日及び返済期限	2026 年5月 22 日 ~ 2036 年5月 1 日

## 2. 名岐ワークス株式会社の概要

### 2-1. 基本情報

企業名	名岐ワークス株式会社
代表取締役	吉村 明倫
代表取締役	後藤 元
本店	愛知県名古屋市西区域町 124-1
北名古屋営業所	愛知県北名古屋市中之郷北 172
設立年月日	2008 年3月 26 日
資本金	20,000,000 円
従業員数	16 名(2025 年12 月期現在)
事業内容	上下水道工事
沿革	2008 年3月 名岐ワークス株式会社設立



# MEIGI WORKS

## 2-2. 企業理念等

### (1) 企業理念

#### 便利なことが「あたりまえ」の暮らしを守る

私たちにとって、「道路がきれいなこと」や、「自宅や施設の排水がしっかりとしている」ことは、生活を営む上で「あたりまえ」であると思います。

名岐ワークスは、そんな「あたりまえ」を「あたりまえ」にするための仕事をしています。何気なく生活をする中で、車で出かける時にスムーズな移動ができたり、水が必要なときにきれいな水道水が出てくるというような、意識しないけれど、なくてはならないものはたくさんあります。

「気づかれないけれども必要不可欠なものを、しっかり守っていくこと。」

そして、「気づかれない、あたりまえであることが一番いい仕事であること。」

名岐ワークスは、そんな仕事に誇りをもっています。

### (2) 代表挨拶

名岐ワークスは創業から18年、地域の皆様に支えられて事業を行ってまいりました。土木工事や上下水道工事など、地域の暮らしを支える仕事ができることを私たちは大変誇りに思っております。

この業界ではまだまだ若い会社ですが、「質実剛健」「飾らず実直に、寡黙に取り組んでいくこと」をモットーとし、今後も精進してまいります。

代表取締役 吉村 明倫

### (3) 経営方針

#### -Policy-

当社の経営方針は、ワークライフバランスを重視し従業員も健康と幸福を最優先に考えることです。

私たちは効果的な業務遂行と同時に家族や趣味、個人の成長に十分な時間を割り当てることを奨励しています。

働く皆さんが充実した人生を送り仕事とプライベートの両方で充足感を得られる環境づくりを目指しています。

## 2-3. 事業内容

### (1) 事業概要

名岐ワークス株式会社(以下、「同社」)は、上下水道工事を主業とする建設会社である。愛知県を中心に事業を展開し、名古屋市をはじめ自治体が発注する公共工事を中心とした上下水道インフラの整備、更新および修繕工事等を手掛けている。

同社は企業理念として「便利なのが『あたりまえ』の暮らしを守る」を掲げ、地域の生活基盤を支える上下水道インフラの整備に取り組んでいる。水道や下水道は日常生活や産業活動を支える基盤であり、安定した供給や適切な排水処理は地域社会の維持に不可欠である。同社はこうした社会基盤の整備を担う建設会社として、地域に密着した事業展開を行っている。

また、同社は「質実剛健」をモットーに堅実な施工と着実な事業運営を重視している。上下水道工事は地下施工が中心となり、施工条件が現場ごとに異なることから、確実な施工管理および現場対応力が求められる分野である。同社はこれまでの施工実績を通じて、上下水道工事に関する技術および施工ノウハウを蓄積している。



同社が手掛ける上下水道工事は、水道管および下水道管の新設工事のほか、老朽化した管路の更新工事や修繕工事等も対応している。上下水道設備は地下に埋設されることが多く、周辺環境や交通への影響に配慮しながら施工を行う必要がある。また、既設設備の更新工事では施工条件が現場ごとに異なるため、工程管理および施工管理能力が重要となる。同社はこうした上下水道工事に対応し、施工実績を積み重ねている。

### 現場風景



同社の事業の特徴として、施工対象、事業エリア、受注形態および施工体制の4点が挙げられる。

① 施工対象

上下水道設備は住宅地だけでなく、工業地域や商業施設等においても必要とされることから、多様な施工条件に対応することが求められる。そのような中、同社の施工対象は一般家庭向けの生活インフラから、工業施設や事業所向けの設備まで幅広く対応している。

② 事業エリア

同社の事業エリアは愛知県を中心としている。名古屋市をはじめとした地域において上下水道工事を実施しており、案件によっては三重県および岐阜県の現場も対応している。上下水道工事は地域ごとに継続的な整備および更新が必要となるため、地域に密着した施工体制が求められ、周辺地域においても柔軟に対応する体制を構築している。

③ 受注形態

同社の受注は、名古屋市等の自治体が発注する公共工事を中心としている。公共工事に加え、同業他社等からの下請工事や民間案件の受注にも対応しており、元請工事と下請工事を組み合わせた受注体制を構築している。上下水道工事は地域ごとに継続的な整備および更新が必要となる分野であり、公共工事および下請工事の双方に対応することで、継続的な事業運営を行っている。

④ 施工体制

同社は上下水道工事に対応する施工体制を構築している。上下水道工事は地下施工が中心となり、施工条件が現場ごとに異なることから、工程管理および品質管理を適切に行うことが求められる分野である。

同社は、1級土木施工管理技士を2025年12月期時点において6名配置しており、施工管理体制の強化を図っている。こうした施工管理技術者を中心とした体制により、現場ごとの施工条件に応じた工程管理および品質管理を行いながら工事を実施している。また、公共工事を中心とした施工実績を積み重ねる中で、上下水道工事に関する施工ノウハウが蓄積され、安定した施工体制を構築している。

**(2) 施工実績**

同社はこれまで、自治体発注の公共工事および民間案件の施工実績を積み重ねてきた。上下水道インフラは継続的な整備および更新が求められる分野であり、同社は地域において安定的に施工実績を積み重ねている。

施工年度	件名	発注者
平成 29 年度	熱田ポンプ所構内整備工事	名古屋市
平成 29 年度	側溝改良工事(守 U-4)及び U 形側溝蓋設置工事(守-4)	名古屋市

施工年度	件名	発注者
平成 30 年度	白川公園排水管改修工事(中-4)(週休二日制試行工事)	名古屋市
令和元年度	大治浄水場活性炭注入設備配管布設工事	名古屋市
令和元年度	大高駅前土地区画整理事業大高町線雨水管設置工事 (週休二日制試行工事)	名古屋市
令和元年度	道路排水施設しゅんせつ工事(西-2)	名古屋市
令和元年度	側溝改良工事(守 L-4)	名古屋市
令和2年度	側溝改良工事(守 L-4)	名古屋市
令和2年度	中川区下之一色町字権野地内 100 耗配水管布設工事	名古屋市
令和2年度	北区志賀本通 2 丁目地内下水道築造工事	名古屋市
令和2年度	西区牛島町地内下水道築造工事	名古屋市
令和3年度	中区大須一丁目地内 150 耗排水管布設工事	名古屋市
令和5年度	守山区金屋一丁目地内 50 耗配水管布設工事	名古屋市
令和6年度	農業センター排水路改良工事(その 2)	名古屋市
令和6年度	天白区向が丘二丁目地内 200 耗配水管布設工事	名古屋市
令和6年度	中川区万場四丁目地内ほか 1 か所 50 耗配水管布設工事	名古屋市

### (3) 上下水道インフラの更新需要の高まり

上下水道インフラは高度経済成長期に整備されたものが多く、近年では老朽化の進行が課題となっている。

国土交通省によると、標準耐用年数である 50 年を経過した下水道管路の割合は、全国で今後急速に増加する見込みとなっている。令和5年度末における、全国の下水道管路の総延長は約 50 万kmで、50 年以上経過した下水道管路の割合は同年度末で約7%であるが、令和 15 年度末

には約 20%、令和 25 年度末には約 42%まで増加すると見込まれている。

水道管についても同様に老朽化が進んでいる。国土交通省によると、令和3年度における、全国の全管路延長約 74 万kmに対し 22.1%が法定耐用年数である 40 年を超過している状況となっている。

このように、上下水道インフラの老朽化は全国的に進行しており、今後は更新および維持管理の需要が大幅に増加することが見込まれる。上下水道工事は生活基盤を支える重要な分野であり、老朽化への対応の必要性は今後さらに高まるものと考えられる。

こうした環境のもと、上下水道工事に特化した施工体制を構築している同社は、地域インフラの維持および更新を担う役割を果たしている。

### 3. サステナビリティに関する活動

#### 【上下水道工事を通じた生活基盤の維持】

上下水道は、安全な飲料水の供給や生活排水の適切な処理を担う社会インフラであり、地域住民の生活や公衆衛生を支える重要な基盤である。日本では高度経済成長期に整備された水道管や下水道施設の老朽化が進んでおり、更新・維持管理の必要性が全国的に高まっている。地下に埋設される上下水道設備は劣化が目に見えにくく、漏水や破損が発生した場合には住民生活や企業活動に影響を及ぼす可能性があるため、継続的な整備が求められている。

同社は上下水道工事を主たる事業としており、水道管の更新工事や下水道管の整備・改修などを実施し、安定した水供給と生活排水処理機能の維持に寄与している。

また、上下水道設備の適切な整備は漏水防止による水資源の有効活用や、水質保全にも関係するものであり、生活基盤の維持に加え環境面にも良い影響を及ぼしている。こうした上下水道インフラの維持・更新に継続的に関与することで、地域社会の安定的な生活環境の確保に寄与している。

さらに、同社は公共工事を中心に上下水道工事を受注しており、地域の自治体と連携しながら生活基盤の維持に関与している。今後も公共工事の受注件数を拡大していく方針であり、上下水道工事を通じた生活基盤の維持に継続的に取り組んでいく。

工事の様子



#### 【ワークライフバランスの推進による働きやすい職場環境の整備】

技能労働者の高齢化や人材不足が進む中、従業員が安心して働き続けられる職場環境を整備することは、企業の持続的な事業運営において重要な要素となっている。同社では、従業員が仕事と生活の調和を保ちながら働くことのできる環境づくりを重視し、ワークライフバランスの推進に取り組んでいる。

同社は「名古屋市ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定されているほか、「名古屋市子育て支援企業」にも認定されており、仕事と家庭生活の両立を

#### 「名古屋市ワーク・ライフ・バランス推進企業」

#### 認証書授与式の様子



支援する職場環境の整備を進めている。また、従業員が家庭生活と仕事を両立できる環境を計画的に整備するため、一般事業主行動計画を策定し、育児や家庭生活と就業の両立支援に関する取り組みも推進している。

具体的な制度としては、男性社員の育児休業取得を推進するとともに、育児休業期間を子どもが3歳になるまで延長できる制度を整備している。育児期は家庭生活における時間的負担が大きくなる時期であるため、柔軟な休業制度を整備することは、従業員が子育てと仕事を両立しながら働き続けるうえで重要な要素となっている。こうした制度は家庭内の役割分担の多様化にも対応するものであり、従業員が安心して子育て期を迎えられる職場環境の形成につながっている。

さらに、同社では時間外労働、有給休暇ともに法令を遵守したうえで労働時間の適正管理を行っている。有給休暇取得の周知徹底や定時退社の推進などを通じて、従業員が働きやすい労働環境の整備を進めている。主な取引先が自治体であり、公共工事では作業時間が明確に定められているという業務特性を活かし、基本的に定時退社を可能とする働き方を実現している。具体的には19時には管理職を含めて全員が退社することを基本とし、残業している従業員がいても周囲が帰りやすい雰囲気づくりを意識した職場運営を行っている。

こうした取り組みにより、従業員の心身の負担軽減や生活の安定が図られるとともに、働き続けやすい職場環境が形成され、従業員の生活の安定に寄与している。

### 【資格取得支援による従業員のキャリア形成と技能向上】

建設業は専門的な知識や技能が必要とされ、施工品質の確保には技術者や技能者の能力向上が重要な要素となる。特に土木施工管理技士などの資格は工事品質の確保や安全管理の観点から重要な役割を持つ資格であり、技術者の育成は企業の施工体制の強化にも貢献する。

同社は従業員のキャリア形成を支援するため、各種資格取得を積極的に支援する制度を整備している。

同社では重機の操作資格や土木施工管理技士など資格取得の際は受験費用を補助しており、従業員が働きながら専門的な技能を高められる環境を整えている。また、資格取得に対するインセンティブとして、1級土木施工管理技士の取得者には10万円、2級土木施工管理技士の取得者には5万円を支給する制度を設けている。こうした支援制度は、従業員が自らの能力向上に取り組むモチベーションとなるとともに、専門的な技術者の育成にもつながっている。

専門資格を有する技術者が増えることで工事管理体制が強化され、より安定した施工品質の確保が可能となり、同社の資格取得支援は、従業員のキャリア形成と企業の技術力向上の双方に関係する取り組みとなっている。

さらに、同社では従業員の技術力向上を目的として、定期的に技術向上講習会を実施しており、施工に関する知識や技能の習得を通じた人材育成にも取り組んでいる。

技術向上講習会の様子



### 【外国人技能実習生の受入れによる人材育成と技能継承】

建設業では技能労働者の高齢化や若年層の入職者減少が進んでおり、人材確保と技能継承が業界全体の課題となっている。特に上下水道工事は地下施工や重機操作など専門性の高い技能が求められる分野であり、経験の蓄積によって施工品質が維持されている。そのため、次世代の技能者を計画的に育成し、技術を継承していくことが事業の継続性の観点から重要となっている。

同社では、こうした課題への対応として2026年2月より外国人技能実習生の受入れを開始し、技能者の育成と人材確保に取り組んでいる。技能実習制度は、日本の建設技術や施工ノウハウを、実務を通じて習得する制度であり、現場作業を通じて技能を身につけることができる。実習生が施工経験を積むことで、建設技能の継承が進むとともに、現場における人材確保にもつながる。

さらに、同社では技能実習生の受入れにとどまらず、将来的に特定技能制度への移行も見据えた人材育成を進めている。特定技能制度は、一定の技能水準を有する外国人材が建設分野で就労する制度であり、特に特定技能2号は在留期間の更新が可能で長期的な就業が可能となる点が特徴である。同社が技能実習から特定技能への移行を視野に入れて人材育成を行うことは、長期的な技能者の確保と技術の蓄積につながる取り組みである。

### 【新事務所整備による女性活躍推進】

建設業は現場作業を中心とする業務特性から、これまで男性中心の職場環境となる傾向があり、女性の入職や定着が進みにくい状況が指摘されている。こうした中、同社では、女性が働きやすい職場環境の整備を目的として、新たな事務所の取得および機能整備を計画している。

新事務所においては、女性更衣室やトイレの整備などを実施し、女性従業員が安心して働くことのできる職場環境の構築を進める方針である。こうした施設面の整備により、女性の採用および定着の促進を図ることとしている。

### 【適切な賃金の支給】

物価上昇や人手不足などを背景に全国的に賃上げの動きが広がっている中、同社においても定期的に一定の賃上げを実施しており、厚生労働省が実施する「令和7年賃金構造基本統計調査」の全国平均を上回る賃金水準を確保している。

### 【労働安全の推進による現場の安全確保】

建設業は屋外作業や重機の使用を伴うことから、他業種と比較して労働災害の発生リスクが高い傾向にあるため、労働災害の未然防止に向けた安全管理体制の整備や安全教育の実施は、従業員の安全確保だけでなく、安定的な事業運営の観点からも重要な取り組みとなる。

同社では、労働災害の防止に向けた安全管理の徹底に取り組んでおり、1日以上休業を要する労働災害については過去3年間発生していない。こうした実績は、日常的な安全管理の取り

組みの積み重ねによるものであり、同社では引き続き労働災害の発生防止に向けた体制の維持・強化を図る方針である。

具体的な取り組みとして、各現場において作業開始前の朝礼を実施し、当日の作業内容や危険予知活動による危険ポイントの共有などを行っている。また、毎月1回の安全教育を実施し、作業に使用する機械や工具の安全な使用方法の確認を行うなど、日常的な安全意識の向上に努めている。さらに、同業他社等が実施する外部の安全講習への参加を促進し、安全管理に関する知識や技能の向上にも取り組んでいる。

危険予知活動の様子



加えて、近年の気温上昇に伴いリスクが高まっている熱中症対策についても、現場ごとに対応を徹底している。具体的には、経口補水液やタブレットの配布、体を冷却するタオルや氷の準備、状況に応じたテント設置による日陰の確保、ミストの活用などを実施している。また、体温計を常備し、作業員の体調管理を行うことで、異常の早期把握と対応が可能な体制を整えている。

### 【ISO14001 に基づく環境マネジメントの推進】

同社は、環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 を取得し、施工活動における環境負荷の管理と改善に取り組んでいる。

ISO14001 の具体的な取り組みとして、品質面では全現場においてクレームゼロおよび工事評価点 80 点以上を目標としており、関係者とのコミュニケーションを重視し、顧客の期待を踏まえた施工管理を行っている。工事完了後の成績評価点を指標として管理することで、施工品質の維持・向上を図っている。

環境面では、混合廃棄物の削減を目標として設定し、廃プラスチックや木くず等の分別を徹底し、リサイクルプラントへの搬入を実施している。また、混合廃棄物の処分費を毎月集計し、前年実績と比較することで削減状況を管理している。こうした取り組みにより、建設工事に伴い発生する廃棄物の削減および資源の有効活用を図っている。

さらに同社では、ISO14001 に基づく環境マネジメントの取り組みを基盤として、環境配慮に関する外部認証の取得も検討している。具体的にはエコアクション 21 の取得を視野に入れ、更なる環境負荷の低減に向けた取り組みの強化を図る方針としている。こうした外部認証の取得を通じて、環境マネジメント体制の向上を目指している。

### 【産業廃棄物の適正管理による地域環境の保全】

建設工事では、掘削土やコンクリート廃材、舗装材など様々な産業廃棄物が発生するため、これらを適切に管理する必要がある。不適切な処理が行われた場合、土壌汚染や水質汚濁などの

環境影響が生じる可能性があることから、廃棄物の適正管理は建設業において重要な取り組みの一つである。

同社では、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得し、自社施工現場から発生する廃棄物の運搬を自社で実施している。これにより、廃棄物の発生から処分場への搬入までの管理を自社で行い、適正な処理体制の確保に取り組んでいる。なお、同社は他社の廃棄物の運搬は行っておらず、自社現場から発生する廃棄物の適正管理に重点を置いた運用となっている。

また、廃棄物の処分にあたっては、適切な許可を有する処分場を選定し、法令に基づき適正に引き渡しを行っている。さらに、施工においては再生資材の活用も行っており、資源の有効活用にも配慮した施工を実施している。

同社では、産業廃棄物の管理体制の高度化を目的として、2026年1月から電子マニフェストの導入を開始している。電子マニフェストの活用により、廃棄物の排出から処理までの流れを適切に管理し、法令遵守の徹底および管理体制の強化を図る方針である。こうした取り組みは、建設工事に伴う環境影響の適切な管理と地域環境の保全に貢献している。

#### 【低排出車両の導入による環境負荷の低減】

建設業では重機や車両の使用が不可欠であり、これらの機械の燃料消費や排出ガスが環境への影響を及ぼす可能性がある。こうした影響を軽減するためには、環境性能の高い機械や車両の導入が重要な取り組みとなる。同社では重機や社用車の更新に際し、環境配慮型の車両への切り替えを進めている。

同社の重機には排出ガス中の窒素酸化物を低減するための尿素水「アドブルー」を使用するディーゼル車両を導入しており、排出ガスの低減を図っている。また、社用車についてもハイブリッド車や電気自動車への切り替えを進めることで、燃料消費量の削減や温室効果ガス排出の低減につながる取り組みを行っている。

このように、車両の更新を行うことで日常的な事業活動に伴う環境負荷の低減につながり、環境性能の高い機械や車両を導入することで、施工活動に伴う排出ガスの削減が図られ、環境への影響を抑えた事業運営が可能となる。

こうした取り組みを通じ、同社では名古屋市「認定エコ事業所」の取得を視野に入れている。同認定制度における「気候変動に具体的な対策を」の項目のうち、「次世代自動車の導入」に関する取り組みの達成を目指す方針を掲げている。

#### 【地域環境への配慮】

建設工事は掘削作業や重機の使用などを伴うため、排水や粉じん、騒音などが周辺環境に影響を及ぼす可能性がある。特に上下水道工事は水域や地下環境に近い作業が多く、施工時の環境配慮は重要な要素となる。

同社では、施工時の環境負荷低減に向けた取り組みとして、排水については法令を遵守した適切な処理を実施するとともに、池や河川など生物が生息する水域へ排水が流入しないよう作業

時の意識徹底を図っている。また、土壌への影響についても同様に、濁水や排水が土壌へ流入しないよう配慮した施工管理を行い、周辺環境への影響の抑制に努めている。

さらに、工事に伴う粉じんの発生を抑制するため、作業時の管理を徹底し、大気環境への影響の低減に取り組んでいる。加えて、騒音については現場ごとに騒音計を使用し、周辺環境への影響を確認しながら施工を行うなど、施工時の環境配慮を実施している。これらの取り組みにより、水域、大気、土壌への影響の低減を図っている。

また、同社では地域貢献活動として、事務所周辺および近隣公園の清掃活動を自主的に実施しているほか、名古屋市建設業協会が実施する清掃活動にもボランティアとして参加している。こうした清掃活動は地域の環境美化に寄与するとともに、廃棄物の散乱防止や地域の自然環境の保全に関係する取り組みである。

このような取り組みを通じて、水域、大気、土壌の汚染を防止している他、事業所やその周辺の生物種や生息地の保護を行っている。

### 【デジタルツールの活用によるペーパーレス化の推進】

企業活動では契約書や図面、社内資料など多くの紙資料が使用されることが一般的であるが、デジタルツールの活用により紙の使用量を削減する取り組みが広がっている。同社では業務の効率化と資源利用の合理化を目的として、デジタルツールを活用したペーパーレス化を推進している。

電子データを活用した業務運営により、紙資料の印刷や保管に伴う資源使用の削減が図られている。また、資料共有や情報管理をデジタル化することで、業務の効率化や情報伝達の迅速化にもつながる。紙資料の削減は森林資源の保全にも関係する取り組みであり、企業活動に伴う資源消費の抑制にも寄与している。

### 【建設技能の継承と地域雇用の維持】

建設業では、建設技能者の高齢化が進んでおり、若年層への技能継承が業界全体の課題となっている。地域の建設企業が継続的に事業を行うことは、こうした技能の維持と継承において重要な役割を持っている。

同社のように地域に拠点を置く建設企業は、地域における雇用の受け皿としての役割も担っている。建設業は地域密着型の産業であり、地元で働く技能者や技術者によって支えられている。企業が地域で事業を継続することで、地域内での雇用機会が維持され、地域経済の安定にもつながる。

また、建設技能は長年の経験によって培われる側面が強く、現場での実務を通じて技術が継承されていく中で、同社が安定した雇用環境を維持することで技能者の育成が可能となり、地域インフラの施工品質の維持にもつながる。地域のインフラ整備を担う企業として、今後も安定した事業活動を通じて地域社会の基盤を支える役割を果たしていく。

## 4. 包括的インパクト分析

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、同社について三十三総研が定めるインパクト評価の手続きを実施した。UNEP FI コーポレートインパクト評価ツール及び事業内容を踏まえて特定した同社の包括的インパクトは以下の通り。

### 4-1. 包括的インパクト

◆国際標準産業分類に基づき整理した全業種 4220 公益事業の建設			デフォルト (全業種合算)		修正項目		包括(全体)		
					追加○ 削除×		ポジ ティブ	ネガ ティブ	
インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	ポジ ティブ	ネガ ティブ	ポジ ティブ	ネガ ティブ	ポジ ティブ	ネガ ティブ	
社会	人格と人の 安全保障	紛争							
		現代奴隷		●		×			
		児童労働							
		データプライバシー							
		自然災害		●		×			
	健康および安全性	-		●				●	
	資源とサービスの 入手可能性、 アクセス可能性、 手ごろさ、品質	水	●					●	
		食料							
		エネルギー	●			×			
		住居							
		健康と衛生							
		教育				○		●	
		移動手段							
		情報							
		コネクティビティ	●			×			
	生計	文化と伝統		●			×		
ファイナンス									
雇用		●					●		
平等と正義	賃金	●	●			×	●		
	社会的保護		●					●	
	ジェンダー平等					○		●	
	民族・人種平等		●					●	
社会経済	年齢差別								
	その他の社会的弱者		●			×			
	強固な制度・ 平和・安定	法の支配							
	市民的自由								
	健全な経済	セクターの多様性							
零細・中小企業の繁栄	●			×					
自然環境	インフラ	-	●				●		
	経済収束	-							
	気候の安定性	-		●				●	
	生物多様性と 生態系	水域		●					●
		大気		●					●
		土壌		●					●
		生物種		●					●
		生息地		●					●
サーキュラリティ	資源強度		●					●	
	廃棄物		●					●	

#### 4-2. 包括的分析に伴う追加項目・削除項目

追加/削除		インパクト カテゴリー	インパクト エリア	インパクト トピック	追加・削除理由
追加	ポジティブ・ インパクト	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育	土木施工管理技士など業務に関わる資格取得支援を通じて、従業員のキャリアアップをサポートしているため。
	ネガティブ・ インパクト	社会	平等と正義	ジェンダー 平等	女性従業員の雇用促進を行っているため。
削除	ポジティブ・ インパクト	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	エネルギー	エネルギーへのアクセスに貢献する活動を行っていないため。
				コネクティビティ	情報へのアクセスに寄与する活動を行っていないため。
		社会経済	健全な経済	零細・中小企業の繁栄	MSME に機会を提供する活動を行っていないため。
	ネガティブ・ インパクト	社会	人格と人の安全保障	現代奴隷	建設現場において強制労働等確認されないため。
				自然災害	事業活動において持続不可能な土地利用は確認されないため。
				文化と伝統	文化遺産等の毀損、破壊につながるものではないため。
ネガティブ・ インパクト	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	生計	賃金	周辺相場と比較して高い賃金を支給しており、また賃金の支給が不規則でないため。
			平等と正義	その他の社会的弱者	マイノリティに対する人権侵害は確認されないため。

## 5. KPI(重要業績評価指標)とSDGsとの関連性



# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本ファイナンスにおける特定のサステナビリティに関する活動(以下、特定活動)について、以下の通り KPI を設定する。また同活動とポジティブ・インパクト(以下、PI)・ネガティブ・インパクト(以下、NI)の関連性、SDGs(ターゲット)の関連性を記載する。(KPI を設定しない項目を含む)

### 5-1.KPI 設定項目

特定活動	上下水道工事を通じた生活基盤の維持		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PI の強化	社会	水
		社会経済	インフラ
KPI	・2035年12月期までに、公共上下水道関連工事受注件数を15件以上(2025年12月期7件)		
取組施策等	<p>・同社は上下水道工事を主たる事業としており、水道管の更新工事や下水道管の整備・改修などを実施し、安定した水供給と生活排水処理機能の維持に寄与している。</p> <p>・上下水道設備の適切な整備は漏水防止による水資源の有効活用や、水質保全にも関係するものであり、生活基盤の維持に加え環境面にも良い影響を及ぼしている。こうした上下水道インフラの維持・更新に継続的に関与することで、地域社会の安定的な生活環境の確保に寄与している。</p> <p>・さらに、同社は公共工事を中心に上下水道工事を受注しており、地域の自治体と連携しながら生活基盤の維持に関与している。今後も公共工事の受注件数を拡大していく方針であり、上下水道工事を通じた生活基盤の維持に継続的に取り組んでいく。</p>		

関連する SDGs	<p>6.1 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。</p> <p>6.2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び幼児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。</p> <p>9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p>	 
--------------	---	--

特定活動	<b>ワークライフバランスの推進による働きやすい職場環境の整備</b>		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NIの低減	社会	健康および安全性、社会的保護
KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2035年12月期までに1人あたりの有給休暇取得日数を15日以上(2025年12月期10日)</li> <li>・2035年12月期までに1ヶ月あたりの月平均時間外労働を20時間以下(2025年12月期35時間)</li> <li>・2035年12月期まで、男女問わず、育児休暇取得対象者の育児休暇取得率を100%(2025年12月期まで0%)</li> </ul>		
取組 施策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同社は、従業員が仕事と生活の調和を保ちながら働くことのできる環境づくりを重視し、ワークライフバランスの推進に取り組んでいる。</li> <li>・同社は「名古屋市ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定されているほか、「名古屋市子育て支援企業」にも認定されており、仕事と家庭生活の両立を支援する職場環境の整備を進めている。また、従業員が家庭生活と仕事を両立できる環境を計画的に整備するため、一般事業主行動計画を策定し、育児や家庭生活と就業の両立支援に関する取り組みも推進している。</li> <li>・さらに、同社では時間外労働、有給休暇ともに法令を遵守したうえで労働時間の適正管理を行っている。有給休暇取得の周知徹底や定時退社の推進などを通じて、従業員が働きやすい労働環境の整備を進めている。主な取引先が自治体であり、公共工事では作業時間が明確に定められているという業務特性を活かし、基本的に定時退社を可能とする働き方を実現している。</li> <li>・こうした取り組みにより、従業員の心身の負担軽減や生活の安定が図られるとともに、働き続けやすい職場環境が形成され、従業員の生活の安定に寄与している。</li> </ul>		


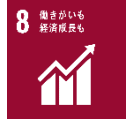
関連する SDGs	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
--------------	---	--

特定活動	<b>資格取得支援による従業員のキャリア形成と技能向上</b>		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PIの強化	社会	教育
	NIの低減	社会	社会的保護
KPI	<p>・2035年12月期までに1級土木施工管理技士の資格保有者数を10人以上(2025年12月期6人)</p>		
取組 施策等	<p>・同社は従業員のキャリア形成を支援するため、各種資格取得を積極的に支援する制度を整備している。</p> <p>・同社では、重機の操作資格や土木施工管理技士など資格取得の際は受験費用を補助しており、従業員が働きながら専門的な技能を高められる環境を整えている。また、資格取得に対するインセンティブとして、1級土木施工管理技士の取得者には10万円、2級土木施工管理技士の取得者には5万円を支給する制度を設けている。こうした支援制度は、従業員が自らの能力向上に取り組む動機づけとなるとともに、専門的な技術者の育成にもつながっている。</p>		
関連する SDGs	4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	

特定活動	<b>外国人技能実習生の受入れによる人材育成と技能継承</b>		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PIの強化	社会	教育、雇用
	NIの低減	社会	民族・人種平等
KPI	<p>・2035年12月期までに技能実習生累計5人以上受け入れ(2025年12月期累計0人)</p> <p>・2035年12月期までに特定技能2号累計2人以上受け入れ(2025年12月期累計0人)</p>		
取組 施策等	<p>・同社では、2026年2月より外国人技能実習生の受入れを開始し、技能者の育成と人材確保に取り組んでいる。技能実習制度は、日本の建設技術や施工ノウハウを、実務を通じて習得する制度であり、現場作業を通じて技能を身につけることができる。実習生が施工経験を積むことで、建設技能の継承が進むとともに、現場における人材確保にもつながる。</p>		

	<p>・さらに、同社では技能実習生の受入れにとどまらず、将来的に特定技能制度への移行も見据えた人材育成を進めている。特定技能制度は、一定の技能水準を有する外国人材が建設分野で就労する制度であり、特に特定技能2号は在留期間の更新が可能で長期的な就業が可能となる点が特徴である。同社が技能実習から特定技能への移行を視野に入れて人材育成を行うことは、長期的な技能者の確保と技術の蓄積につながる取り組みである。</p>	
<p>関連するSDGs</p>	<p>4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p> <p>8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p>	  

<p>特定活動</p>	<p>新事務所整備による女性活躍推進</p>		
	<p>種類</p>	<p>カテゴリー</p>	<p>エリア/トピック</p>
<p>インパクト</p>	<p>PIの強化</p>	<p>社会</p>	<p>雇用</p>
	<p>NIの低減</p>	<p>社会</p>	<p>ジェンダー平等</p>
<p>KPI</p>	<p>・2035年12月期までに女性従業員在籍数5人以上 (2025年12月期2人)</p>		
<p>取組施策等</p>	<p>・同社は、女性が働きやすい職場環境の整備を目的として、新たな事務所の取得および機能整備を計画している。</p> <p>・新事務所においては、女性更衣室やトイレの整備などを実施し、女性従業員が安心して働くことのできる職場環境の構築を進める方針である。こうした施設面の整備により、女性の採用および定着の促進を図ることとしている。</p>		
<p>関連するSDGs</p>	<p>8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p>	 	

特定活動	労働安全の推進による現場の安全確保		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
		NIの低減	社会
KPI	<p>・毎期、1日以上 of 休業を要する重大な労働災害発生件数0件を維持 (過去3年発生なし)</p>		
取組 施策等	<p>・同社は、労働災害の防止に向けた安全管理の徹底に取り組んでおり、1日以上 of 休業を要する労働災害については過去3年間発生していない。こうした実績は、日常的な安全管理の取り組みの積み重ねによるものであり、同社では引き続き労働災害の発生防止に向けた体制の維持・強化を図る方針である。</p> <p>・具体的な取り組みとして、各現場において作業開始前の朝礼を実施し、当日の作業内容や危険予知活動による危険ポイントの共有などを行っている。また、毎月1回の安全教育を実施し、作業に使用する機械や工具の安全な使用方法の確認を行うなど、日常的な安全意識の向上に努めている。さらに、同業他社等が実施する外部の安全講習への参加を促進し、安全管理に関する知識や技能の向上にも取り組んでいる。</p> <p>・加えて、近年の気温上昇に伴いリスクが高まっている熱中症対策についても、現場ごとに対応を徹底している。具体的には、経口補水液やタブレットの配布、体を冷却するタオルや氷の準備、状況に応じたテント設置による日陰の確保、ミストの活用などを実施している。また、体温計を常備し、作業員の体調管理を行うことで、異常の早期把握と対応が可能な体制を整えている。</p>		
関連する SDGs	<p>3.4 2030年までに、非感染性疾病による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。</p> <p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p>		 

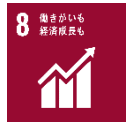
特定活動	ISO14001に基づく環境マネジメントの推進		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
		NIの低減	自然環境
KPI	<p>・2035年12月期までにエコアクション21を取得</p>		
取組 施策等	<p>・同社は、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を取得し、施工活動における環境負荷の管理と改善に取り組んでいる。</p> <p>・ISO14001の具体的な取り組みとして、品質面では全現場においてクレームゼロおよび工事評価点80点以上を目標としており、関係者とのコミュニケーション</p>		

	<p>を重視し、顧客の期待を踏まえた施工管理を行っている。工事完了後の成績評価点を指標として管理することで、施工品質の維持・向上を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境面では、混合廃棄物の削減を目標として設定し、廃プラスチックや木くず等の分別を徹底し、リサイクルプラントへの搬入を実施している。また、混合廃棄物の処分費を毎月集計し、前年実績と比較することで削減状況を管理している。こうした取り組みにより、建設工事に伴い発生する廃棄物の削減および資源の有効活用を図っている。</li> <li>・さらに同社では、ISO14001 に基づく環境マネジメントの取り組みを基盤として、環境配慮に関する外部認証の取得も検討している。具体的にはエコアクション21 の取得を視野に入れ、更なる環境負荷の低減に向けた取り組みの強化を図る方針としている。こうした外部認証の取得を通じて、環境マネジメント体制の向上を目指している。</li> </ul>	
<p>関連するSDGs</p>	<p>12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p>	

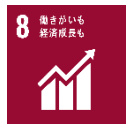
<p>特定活動</p>	<p>産業廃棄物の適正管理による地域環境の保全</p>		
<p>インパクト</p>	<p>種類 NI の低減</p>	<p>カテゴリー 自然環境</p>	<p>エリア/トピック 資源強度、廃棄物</p>
<p>KPI</p>	<p>・2035 年 12 月期までに電子マニフェスト導入率 100% (2025 年 12 月期0%)</p>		
<p>取組 施策等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同社は、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得し、自社施工現場から発生する廃棄物の運搬を自社で実施している。これにより、廃棄物の発生から処分場への搬入までの管理を自社で行い、適正な処理体制の確保に取り組んでいる。なお、同社は他社の廃棄物の運搬は行っておらず、自社現場から発生する廃棄物の適正管理に重点を置いた運用となっている。</li> <li>・また、廃棄物の処分にあたっては、適切な許可を有する処分場を選定し、法令に基づき適正に引き渡しを行っている。さらに、施工においては再生資材の活用も行っており、資源の有効活用にも配慮した施工を実施している。</li> <li>・同社では、産業廃棄物の管理体制の高度化を目的として、2026 年1月から電子マニフェストの導入を開始している。電子マニフェストの活用により、廃棄物の排出から処理までの流れを適切に管理し、法令遵守の徹底および管理体制の強化を図る方針である。</li> </ul>		
<p>関連するSDGs</p>	<p>12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p>		

特定活動	低排出車両の導入による環境負荷の低減		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NIの低減	自然環境	気候の安定性、大気
KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2035年12月期までにHV・EV社用車導入率を70%以上 (2025年12月期33%(社用車全体12台、HV・EV車4台))</li> <li>・2035年12月期までにアドブルー使用車両の導入率50%以上 (2025年12月期18%(ディーゼル車両全体11台、アドブルー使用車両2台))</li> <li>・2035年12月期までに名古屋市「認定エコ事業所」を取得</li> </ul>		
取組 施策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同社は重機や社用車の更新に際し、環境配慮型の車両への切り替えを進めている。</li> <li>・同社の重機には排出ガス中の窒素酸化物を低減するための尿素水「アドブルー」を使用するディーゼル車両を導入しており、排出ガスの低減を図っている。また、社用車についてもハイブリッド車や電気自動車への切り替えを進めることで、燃料消費量の削減や温室効果ガス排出の低減につながる取り組みを行っている。</li> <li>・こうした取り組みを通じ、同社では名古屋市「認定エコ事業所」の取得を視野に入れている。同認定制度における「気候変動に具体的な対策を」の項目のうち、「次世代自動車の導入」に関する取り組みの達成を目指す方針を掲げている。</li> </ul>		
関連する SDGs	<p>7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。</p> <p>11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。</p> <p>13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>		<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>

特定活動	建設技能の継承と地域雇用の維持		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PIの強化	社会	雇用
KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2035年12月期までに従業員30人以上 (2025年12月期累計16人)</li> </ul>		
取組 施策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同社は、地域における雇用の受け皿としての役割を担っている。企業が地域で事業を継続することで、地域内での雇用機会が維持され、地域経済の安定にもつながる。</li> </ul>		

	<p>・また、建設技能は長年の経験によって培われる側面が強く、現場での実務を通じて技術が継承されていく中で、同社が安定した雇用環境を維持することで技能者の育成が可能となり、地域インフラの施工品質の維持にもつながる。地域のインフラ整備を担う企業として、今後も安定した事業活動を通じて地域社会の基盤を支える役割を果たしていく。</p>
<p>関連する SDGs</p>	<p>8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。</p> 


## 5-2.KPI 非設定項目

特定活動	適切な賃金の支給		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PIの強化	社会	賃金
取組 施策等	<p>・物価上昇や人手不足などを背景に全国的に賃上げの動きが広がっている中、同社においても定期的に一定の賃上げを実施しており、厚生労働省が実施する「令和7年賃金構造基本統計調査」の全国平均を上回る賃金水準を確保しているが、今後の取り組みについて特筆するものがないため、KPIは設定しない。</p>		
関連する SDGs	<p>8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。</p>		

特定活動	地域環境への配慮		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NIの低減	自然環境	水域、大気、土壌、生物種、生息地
取組 施策等	<p>・同社では、施工時の環境負荷低減に向けた取り組みとして、排水については法令を遵守した適切な処理を実施するとともに、池や河川など生物が生息する水域へ排水が流入しないよう作業時の意識徹底を図っている。また、土壌への影響についても同様に、濁水や排水が土壌へ流入しないよう配慮した施工管理を行い、周辺環境への影響の抑制に努めている。</p> <p>・さらに、工事に伴う粉じんの発生を抑制するため、作業時の管理を徹底し、大気環境への影響の低減に取り組んでいる。加えて、騒音については現場ごとに騒音計を使用し、周辺環境への影響を確認しながら施工を行うなど、施工時の環境配慮を実施している。これらの取り組みにより、水域、大気、土壌への影響の低減を図っている。</p> <p>・また、同社では地域貢献活動として、事務所周辺および近隣公園の清掃活動を自主的に実施しているほか、名古屋市建設業協会が実施する清掃活動にも</p>		

	<p>ボランティアとして参加している。こうした清掃活動は地域の環境美化に寄与するとともに、廃棄物の散乱防止や地域の自然環境の保全に関する取り組みである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このような取り組みを通じて、水域、大気、土壌の汚染を防止している他、事業所やその周辺の生物種や生息地の保護を行っている。</li> <li>・上記取り組みからネガティブ・インパクトである「水域」、「大気」、「土壌」、「生物種」、「生息地」を十分に低減していると考えられるため、KPIは設定しない。</li> </ul>
<p>関連するSDGs</p>	<p>11.6 2030年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な理由を確保する。</p>



特定活動	デジタルツールの活用によるペーパーレス化の推進		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NIの低減	自然環境	資源強度、廃棄物
取組施策等	<p>・同社は、業務の効率化と資源利用の合理化を目的として、デジタルツールを活用したペーパーレス化を推進している。</p> <p>・電子データを活用した業務運営により、紙資料の印刷や保管に伴う資源使用の削減が図られる。また、資料共有や情報管理をデジタル化することで、業務の効率化や情報伝達の迅速化にもつながる。紙資料の削減は森林資源の保全にも関係する取り組みであり、企業活動に伴う資源消費の抑制にも寄与している。</p> <p>・上記取り組みからネガティブ・インパクトである「資源強度」、「廃棄物」を十分に低減していると考えられるため、KPIは設定しない。</p>		
関連するSDGs	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。		

## 6. サステナビリティ管理体制

同社では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、吉村明倫代表取締役を最高責任者とし、後藤元代表取締役が中心となって日々の業務やその他活動を棚卸し、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGsの17のゴール・169のターゲットとの関連性について検討を行った。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの実行後、返済期限までの間において、吉村明倫代表取締役や後藤元代表取締役を中心にKPIの達成状況を定期的に確認・協議を行うなど、推進体制を構築し、各部署において実行していく。

最高責任者	代表取締役 吉村 明倫
管理責任者	代表取締役 後藤 元

## 7. モニタリング

本件で設定したKPIの進捗状況は、同社と三十三銀行の担当者が年に1回以上の会合を設けることで確認する。モニタリングの結果、当初想定と異なる点があった場合には、三十三銀行は、同社に対して適切な助言・サポートを行い、KPIの達成を支援する。

## 8. 総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則ったうえで、中小企業に対するファイナンスに適用した融資である。

同社は、上記評価の結果、本件ポジティブ・インパクト・ファイナンスの成立期間を通じてポジティブな影響の強化とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、三十三銀行は年に1回以上その影響を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、三十三総研が、三十三銀行から委託を受けて作成したもので、三十三総研が三十三銀行に対して提出するものです。
2. 三十三総研は、依頼者である三十三銀行及び三十三銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する同社から供与された情報と、三十三総研が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワークに適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件問合せ先〉

株式会社三十三総研

調査部 研究員 菅尾 浩基

〒510-0087

三重県四日市市西新地 10 番 16 号

第二富士ビル4階

TEL:059-354-7102 FAX:059-351-7066